

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(事業用電気通信設備の自己確認の届出)</p> <p>第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備</p> <p>イ<sup>ク</sup>ネ (略)</p> <p><del>ナ 災害時優先通信を優先的に取り扱う事業用電気通信設備に関する説明書</del></p> <p><del>ラクウ</del> (略)</p> <p><del>キ</del> その他イから<del>ウ</del>までに掲げる書類を補足するために必要な資料</p> <p>一 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第二項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)</p> <p>イ 前号に掲げる書類(同号ノ及び<del>キ</del>に掲げるものを除く。)</p>	<p>(事業用電気通信設備の自己確認の届出)</p> <p>第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備</p> <p>イ<sup>ク</sup>ネ (略)</p> <p><del>ナ</del> (略)</p> <p><del>ウ</del> その他イから<del>ム</del>までに掲げる書類を補足するために必要な資料</p> <p>一 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第二項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)</p> <p>イ 前号に掲げる書類(同号ノ及び<del>ウ</del>に掲げるものを除く。)</p>

ロ（略）

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定するアナログ電話用設備（法第四十一条第二項に規定する電気通信設備及び第一号に規定するアナログ電話用設備を除く。）

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、~~ヲ及び~~中に掲げるものを除き、電気通信事業報告規則（昭和六十二年郵政省令第四十六号）第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ソ、ネ、~~ヲ及び~~中に掲げるものを除き、~~電気通信事業報告規則第七条の二に基づく災害時優先通信の優先的取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ソ、ナ、ヲ及び~~中に掲げるものを除く。）

ロ（略）

四 携帯電話用設備

イ 第一号に掲げる書類（~~同号ソ及び~~中に掲げるものを除く。）

ロ（略）

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号の二に規定するPHS用設備

ロ（略）

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定するアナログ電話用設備（法第四十一条第二項に規定する電気通信設備及び第一号に規定するアナログ電話用設備を除く。）

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、~~ナ及び~~中に掲げるものを除き、電気通信事業報告規則（昭和六十二年郵政省令第四十六号）第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ソ、ネ、~~ナ及び~~中に掲げるものを除く。）

ロ（略）

四 携帯電話用設備

イ 第一号に掲げる書類（~~同号ソ及び~~中に掲げるものを除き、~~電気通信事業報告規則第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ソ、ネ及び~~中に掲げるものを除く。）

ロ（略）

五 ~~事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）又は事業用電気通信設備規則第三条第二項第七~~

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ム及び井に掲げるものを除く。）

ロ・ハ （略）

六 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ム及び井に掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ネ、ム及び井に掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条の二に基づく災害時優先通信の優先的取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ナ、ム及び井に掲げるものを除く。）

ロ 電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

七 法第四十一条第一項の電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用

号の二に規定するP H S用設備

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ラ及びウに掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ネ、ラ及びウに掲げるものを除く。）

ロ・ハ （略）

六 法第四十一条第一項の電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用

電気通信設備以外の電気通信回線設備

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、~~ヲ、ム及び卅~~に掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ネ、~~ヲ、ム及び卅~~に掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条の二に基づく災害時優先通信の優先的取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ナ、ラ、ム及び卅に掲げるものを除く。）

ロ・ハ （略）

~~ハ~~ 有線テレビジョン放送施設の線路（有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備のうち線路に限るものであつて、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。）と同一の線路を使用する電気通信回線設備

イ〜二 （略）

~~九~~ 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、レ及び~~卅~~に掲げるものを除く。）

ロ〜ハ （略）

2 （略）

電気通信設備以外の電気通信回線設備

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、~~ナ、ヲ及び卅~~に掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ネ、~~ナ、ヲ及び卅~~に掲げるものを除く。）

ロ・ハ （略）

~~七~~ 有線テレビジョン放送施設の線路（有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備のうち線路に限るものであつて、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。）と同一の線路を使用する電気通信回線設備

イ〜二 （略）

~~八~~ 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、レ及び~~卅~~に掲げるものを除く。）

ロ〜ハ （略）

2 （略）

附 則

(施行期日)

1| この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2| この省令の施行の際現にされているこの省令による改正前の電気  
通信事業法施行規則第二十七条の五第一項の規定による届出は、この  
省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令  
による改正後の電気通信事業法施行規則第二十七条の五第二項の規  
定によりした届出とみなす。